

○デジタル庁令第  
総務省令第

号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令  
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁令・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(令第三号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)  
 第三条 令第三号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
 一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第五条から第八条まで、第九条第一項若しくは第三項、第十条の二、第十一条第一項、第十二条第一項、第五項(同法第十五条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第七項、第十二条の二第一項、第四項若しくは第五項、第十二条の三第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第十二条の四第一項から第五項まで、第十四条第一項、第十五条第二項、第十五条の二、第十五条の三、第十五条の四第一項から第四項まで、第四章(第二十一条の四及び第二十七条から第三十条までを除く。)、第四章の二第一節(第三十条の二を除く。)、第三十条の六第一項若しくは第二項、第四章の四、第三十六条の二、第三十七条第一項若しくは第五十二条第二項の規定による住民基本台帳に関する事務又は同法第十九条第一項若しくは第四項の規定による通知に関する事務  
 [二〇五 略]

(令第四号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)  
 第四条 令第四号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
 一 住民基本台帳法第十六条、第十七条、第十七の二第一項、第十八条、第十九条第二項若しくは第三項、第十九条の二、第十九条の三、第二十条第一項から第四項まで若しくは第五項において読み替えて準用する第十二条第五項若しくは第七項、第十二条の二第四項若しくは第五項、第十二条の三第七項から第九項まで、第二十条の四第一項、第二十一条、第二十一条の二、第二十一条の三第一項から第四項まで若しくは第五項において読み替えて準用する第十二条第五項若しくは第七項、第十二条の二第四項若しくは第五項若しくは第七項、第十二条の二第四項若しくは第五項若しくは第七項又は第三十六条の二の規定による戸籍の附票に関する事務  
 [二・三 略]

(令第三号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)  
 第三条 令第三号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
 一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第五条から第八条まで、第九条第一項若しくは第三項、第十条の二、第十一条第一項、第十二条第一項、第五項(同法第十五条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第七項、第十二条の二第一項、第四項若しくは第五項、第十二条の三第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第十二条の四第一項から第五項まで、第十四条第一項、第十五条第二項、第十五条の二、第十五条の三、第十五条の四第一項から第四項まで、第四章(第二十一条の四及び第二十七条から第三十条までを除く。)、第四章の二第一節(第三十条の二を除く。)、第三十条の六第一項若しくは第二項、第四章の三、第三十六条の二、第三十七条第一項若しくは第五十二条第二項の規定による住民基本台帳に関する事務又は同法第十九条第一項若しくは第四項の規定による通知に関する事務  
 [二〇五 同上]

(令第四号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)  
 第四条 令第四号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
 一 住民基本台帳法第十六条、第十七条、第十七の二第一項、第十八条、第十九条第二項若しくは第三項、第十九条の二、第十九条の三、第二十条第一項から第四項まで若しくは第五項において読み替えて準用する第十二条第五項若しくは第七項、第十二条の二第四項若しくは第五項、第十二条の三第七項から第九項まで、第二十一条、第二十一条の二、第二十一条の三第一項から第四項まで若しくは第五項において読み替えて準用する第十二条第五項若しくは第七項、第十二条の二第四項若しくは第五項若しくは第七項又は第三十六条の二の規定による戸籍の附票に関する事務  
 [二・三 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。